

令和２年度第２回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	令和３年１月２５日（月） 午後３時００分～午後４時００分 日野市役所５階 ５０３会議室
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学建築学部教授） 委員 島 弘毅（弁護士 島法律事務所） 委員 芦田 健太（税理士 芦田健太税理士事務所）
◆議事次第 １．開会 ２．審議事項 （１）対象案件の概要について （令和２年１０月１日から令和２年１２月３１日までの総務課契約締結分） （２）抽出案件について ３．その他 ４．閉会	
◆抽出案件について	
事務局	・ 今回の審査対象は、令和２年１０月１日から令和２年１２月３１日までの期間に締結した契約です。 ・ この間に総務課で契約締結した案件の総数は２４３件で、前年同時期に比べ約４０件の増となっています。 ・ 増加の主な要因として、新型コロナウイルス感染症関連の消耗品（消毒薬、マスク、飛沫感染防止スクリーン等）、備品（オンライン相談業務に対応するための機器等）の購入がありました。
◆日野市役所本庁舎空気調和設備改修工事（第三期工事）その２について （２回の入札不調後、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号を適用し契約締結に至ったもの）	
委員	・ １回目の入札の告示から入札締切までの期間はちょうど１回目の緊急事態宣言の時期と重なっているが、そのことによる影響はなかったか。
事務局	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により入札を辞退したという話は聞かれませんでした。
委員	・ 告示当初は随意契約に該当しないと判断して入札を行っており、その後不調が続き、補助金交付要件等の事情もあり入札に付す時間がなくなったという事情の変更があって、途中から地方自治法施行令の規定を当てはめている。 ・ 地方自治法施行令による随意契約は厳格に適用する必要がある。 ・ 不調を防ぐため、実勢に合った積算に努めること。
委員	・ この工事は今年度の中で「その１」「その２」と分けられているが、分ける必要があったのか。
事務局	・ その１、その２を合わせるととても大きな規模の工事になるため、施工上分けて発注したほうがよいと主管課が判断したものです。

委 員	・当初は総合評価方式での入札を行ったが、最終的には共同企業体が受注する結果となった。請け負える会社の規模に対し入札方法が適正かどうか、よく見通して発注をするとよい。
◆感染症対策消耗品（防護服）購入について (見積合せ執行中に指名業者に指名停止事由が発生したもの)	
委 員	・今回は指名された業者が刑事告発されたことを自ら申し出たので発覚したが、黙っていた場合気づかない可能性もあるか。
事務局	・気づかない可能性があります。
委 員	・談合などについて情報収集をしているのか。
事務局	・東京都が指名停止を行った情報などを確認しています。日野市で指名停止となる業者は時々ありますが、実際に日野市と取引がある業者が指名停止になることは少なく、見積合せを行っている最中に指名業者に指名停止要件が生じるというのは非常に稀な事例です。
委 員	・入札を行う際、他の自治体で指名停止になったら申し出るように、というような規定はないのか。
事務局	・入札執行通知には、そのような場合は申し出るよう記載してあります。
◆日野市経済支援事業業務委託について (キャッシュレス決済サービス事業者の実績や、サービス利用者数、市内事業者の加入数が多いことを理由に特命随意契約の相手方を選定したもの)	
委 員	・この事業者のサービスを使っていない市民もいると思うが、複数の事業者と契約することは検討しなかったか。
事務局	・事業の目的を最大限達成するために、このような判断となりました。
委 員	・一度その事業者と契約をすると、その事業者の不備などがない限り、次回以降もその事業者と契約をしていくことになってしまう可能性がある。 ・事業にかかる費用の問題もあるが、複数の事業者のサービスを使えるようにしたほうが、使える人が増えて、市民サービスとしてよいのでは。
委 員	・いわゆる IT 弱者という人たちもいると思うが、この方法でサービスが行きわたるのか。
事務局	・過去には「プレミアム商品券」として紙の商品券の発行を行ったことがあります。
委 員	・今は国がキャッシュレス化を進めており、社会としてそういう流れがあるので、キャッシュレス化は推進していくべきものとは思いますが、実績がある上位 1 者のみでなく、複数者に委託する検討をするとういのはよいのでは。